

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF） 競争法コンプライアンス指針

1. 目的・背景

国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）は、知的財産権保護の推進のため、(1)模倣品対策の共同検討、(2)模倣品対策の実務の情報共有、(3)政策提言等を行う。その活動においては、同一・類似業種のメンバー企業が接触するため、本指針においては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）及び各国競争法（以下「競争法」という。）に抵触するおそれのある議論を未然に防止し、本フォーラムのメンバーが安心して参加できる環境を確保することを目的とする。

2. 適用範囲

本指針は、会合に参加する本フォーラムのメンバーのほか、会合に参加するセミナー講師、登壇者及び外部有識者にも適用される。また、本指針の適用対象となる会合は、本フォーラムが主催・共催・後援する全ての会合（プロジェクトチームの会合、ワーキンググループのほか、幹事・副幹事の会合など本フォーラムのメンバーが参加するあらゆる会合を含み、オンライン等の開催形態を問わない。）、並びにこれに付随するコミュニケーションとする。

3. 基本方針

本フォーラムは、競争法を遵守し、自由競争を尊重し、次項に掲げる禁止事項を一切許容しない。

4. 禁止事項

本フォーラムの活動においては、以下の事項に関する合意、協調、示唆又は交換その他競争法に抵触するおそれのある行為を禁止する。

- 価格制限行為
- 数量制限行為

- 顧客、販路等の制限行為
- 設備又は技術の制限行為
- 参入制限行為

5. 会合運営上の対応

（１）本フォーラムへの参加に際しては、フォーラム参加者は本基本方針を十分に理解した上で、禁止事項への該当を回避すべく、適用法令及び本方針を遵守し、慎重に行動する義務を負うものとする。

（２）会合中に、競争法上の問題が疑われる場合は、本フォーラムのメンバーは、直ちに議論を停止し、必要により会合を中止する。また、事務局も、同様の対応をおこなう。（３）会合前においては、前項の禁止事項にあたる競争法上問題となるおそれのある議論及び意見交換が行われないよう事前に議題や会合の資料を確認するとともに、会議後に、議事録を作成し、適切に保管する。

6. 指針遵守のための体制

本フォーラムのコンプライアンス責任者は副座長とし、副座長又はこれを補佐する事務局が、本フォーラムの活動が競争法に抵触しないようコンプライアンス意識を高める役割を果たす。事務局は、必要に応じて、本フォーラムのメンバーに対するポリシーの説明、各会合冒頭における禁止行為の注意喚起を行う。

7. 本指針の周知

本フォーラムは、本指針をホームページに公開し、本フォーラムのメンバー及び本フォーラムの会合に係わる者への周知徹底を図る。